

## 社会福祉法人 明日葉 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日葉（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償については、交通費として実費相当額を支払う。
- (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償については、交通費として実費相当額を支払う。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。